



岩倉市使用料・手数料等の見直しに関する基本方針

令和6年7月策定
令和7年4月改訂

岩倉市総務部企画財政課

1 使用料・手数料等の見直しに係る基本的な考え方について

第5次総合計画及び行政改革行動計画の個別施策にも掲げている財政運営における安定的な財源の確保策として、「受益者負担の適正化」を進めるため、必要な行政サービスとサービスの提供にかかるコストとのバランスを考慮して、適正な使用料・手数料等の算定方法の確立、実施方法について検討することとします。

障がい者福祉、医療、介護に係る社会保障費の増加や公共施設再配置計画及び長寿命化計画の推進に加え、教育分野や子育て支援を始めとする将来へ向けての投資、エネルギー、食料品等の物価高騰への対応など、行政経費はこれまでも増して多くの増加要因を抱えています。限られた財源の中で、将来にわたって安定したサービスを提供するため、様々な行政サービスのうち、使用料・手数料等を利用者（受益者）から徴収することは、そのサービスを利用する特定の人利益を受けるものであるという前提から、その受益の範囲内で行政サービスの対価として徴収するものであります。

この使用料・手数料等の設定については、利用する人と利用しない人の均衡を図るとともに、公費負担と受益者負担の割合を明確にし、負担の公平性を確保しなければなりません。一方、サービスの提供を行う本市においても、今まで以上に行政改革を進め、サービスの充実に努めるとともに、施設運営や業務の効率化によりコストの軽減を図り、利用者の理解が得られる料金設定への努力を行う必要があります。

こうしたことから、使用料・手数料等の額の設定については、近隣市町を含めた県内市町村の改定方法などを参考にし、市民の理解が得られるよう算出根拠を明確にします。

また、行政サービスの提供に係るコストによる料金算定結果を参考にすることで、設定金額を決定するものとします。

なお、見直しの結果、現行の料金より著しく高額となる場合は、急激な負担の増加により市民生活に大きな影響を及ぼすことのないように方策を講じることとします。

2 使用料・手数料等の設定に関する基本方針

使用料・手数料等の設定は、次の事項を基本として行います。

- (1) 料金設定に当たっては、施設の維持管理費など施設運営にかかる行政コストに対する料金を計算します。

(2) 公費負担と受益者負担の負担割合を明確にします。

サービスの利用者と他の納税者との負担の公平性を確保するため、各サービスの個別事情を考慮した上で「公費負担」と「受益者負担」の割合を定め、利用者に応分の負担を求めることにします。

(3) 同一又は類似のサービス間で料金を調整します。

同一又は類似のサービスを提供する場合は、各サービスの個別事情を考慮した上で、公平性を確保するため均衡を図る必要がある場合は、料金を調整します。

(4) 受益者負担の急激な上昇を防ぐための方策を講じます。

使用料・手数料等の見直しに係る基本的な考え方により算出した「受益者に負担していただきたい額」が、改定前の金額に比べ増額幅が大きい場合は、利用者の急激な負担増加を避けるため、激変緩和措置を設けます。

(5) 定期的に料金を見直（改定）します。ただし、法令等の改正、消費税率及び地方消費税率の見直し、物価の大幅な変動及び施設の増改築などがあれば、その都度見直すこととします。

(6) 次のものは、見直し対象から除くものとします。

ア 国、県等の法令等の規定により、標準とされる料金又は算定方法が定められているもの。

イ 県内や管内等で統一料金などの申し合わせがされているもの。

(7) 社会教育関係団体等に対する減免制度については、近隣市町の状況等を踏まえ検討します。なお、減免制度は一定の必要性があるものの、受益者負担の原則の例外的取扱いであるため、減免制度の適用には、負担の公平性に留意する必要があります。そこで、施設ごとに利用目的や利用者の状況を考慮して、真に必要な制度となるよう減免制度も見直すことを基本とします。

(8) 学習等共同利用施設及び地域集会所については、地元区を指定管理者としており、利用料金により維持管理費等を賄っていることを勘案し対象外とします。ただし、指定管理者から利用料金の変更の申出があった場合は、その必要性や合理性等を総合的に検討し、判断するものとします。

3 使用料・手数料等のコスト計算について

使用料・手数料等の料金設定に当たって、応分の受益者負担を求めるため、別紙によりコスト計算を行うこととします。なお、コスト計算に算入する項目は、人件費・物件費・建設費（建物の減価償却費）等とし、それぞれの費用については次のとおりとします。

(1) 使用料

使用料は、行政サービスの受益者から、施設の維持管理のために必要な費用を徴するものであることから、その積算費用は以下のものとします。

人件費、物件費（消耗品費、印刷製本費、燃料費、光熱水費、修繕料、施設維持管理に伴う委託料、賃借料、備品購入費）、建設費（減価償却費）等
※費用の算出方法は、直近3か年の平均とする。ただし、見直し時に消費税率及び地方消費税率の見直しが予定されている場合は、見直し後の消費税率及び地方消費税率を適用してコスト計算を行う。

※人件費については、直近の一般職員平均人件費を算定数値として用いることを基本とする。

※土地取得費については、経費として算入はしない。

※工事請負費や大規模な修繕料については、経費として算入しない。

<算定方法>

$$\text{使用料原価} = \frac{[\text{人件費} + \text{物件費} + \text{建設費（減価償却費）}]}{\text{総面積} \div \text{年間利用可能時間} \times \text{貸館面積} \times \text{貸出時間}}$$

(2) 手数料

手数料は、行政サービスの受益者から、その役務の提供のために必要な費用を徴するものであることから、その積算費用は以下のものとします。

人件費、物件費（消耗品費、印刷製本費、燃料費、光熱水費、修繕料、維持管理に伴う委託料、賃借料、備品購入費）等

※建物の減価償却費については経費として算入はしない。

※費用の算出方法は、直近3か年の平均とする。ただし、見直し時に消費税率及び地方消費税率の見直しが予定されている場合は、見直し後の消費税率及び地方消費税率を適用してコスト計算を行う。

※人件費については、直近の一般職員平均人件費を算定数値として用いることを基本とする。

※法定受託事務に係る手数料は、法令等で規定された標準とされる料金とする。

<算定方法>

$$\text{手数料原価} = \frac{(\text{人件費} + \text{物件費})}{\text{諸証明の年間発行件数}}$$

※諸証明の年間発行件数は直近3か年の平均とする。

(3) その他

上記の方法により費用算定を行うことが適切でないものについては、それぞれに適した方法によりコスト計算を行うこととします。

4 受益者負担の割合について

本市が提供する行政サービスには、道路、公園等の市民生活に必要で市場原理によって提供されにくいサービスから、アデリア総合体育文化センターのトレーニング室や野寄スポーツ広場のテニスコートなどのように特定の人が利益を享受し、民間においても類似のサービスが存在するものまで、多岐にわたっています。このため、一律の負担割合で料金を設定することは困難であります。そこで、サービスを性質別に分類し、その分類ごとに「公費負担」と「受益者負担」の割合を設定することとします。

(1) サービスの分類

サービスの目的や内容について、公共性の高さや日常生活上の必要性、民間においても提供されているものであるかどうかなど、サービスの性質により2つの基準の組み合わせで区分し、分類します。

ア サービスが必需的なものか、選択的なものか

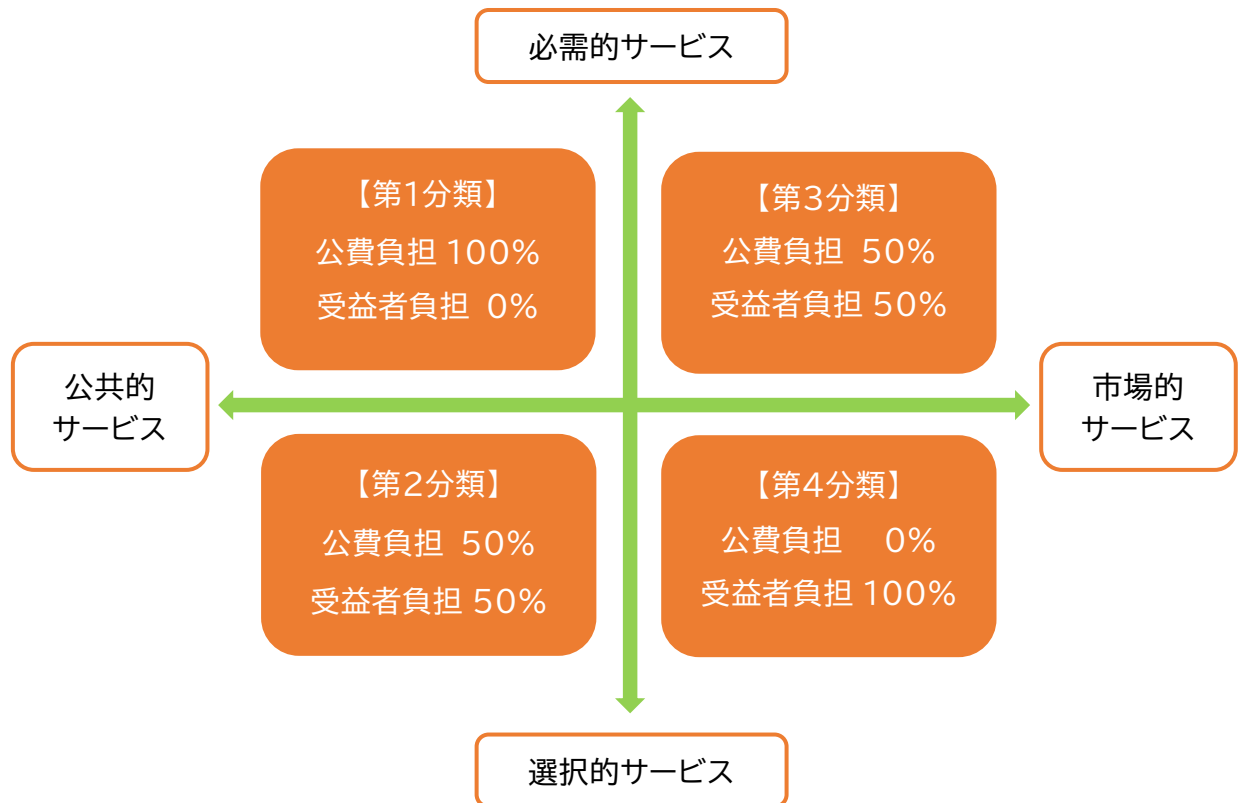
(ア) 必需的サービス	日常生活を送る上で、ほとんどの人が必要とするサービス
(イ) 選択的サービス	生活や余暇をより快適で潤いのあるものとし、特定の人に利益を供するサービス

イ サービスに市場代替性があるか、ないのか

(ア) 市場的サービス	民間でも供給されており、行政と民間とが競合するサービス
(イ) 公共的サービス	市場では提供されにくく、主として行政が提供するサービス

(2) 公費負担と受益者負担の割合

公費負担と受益者負担との割合については、複雑化をさけ簡易な制度とするため負担の割合を次のとおり設定します。



サービスの分類		受益者負担の考え方	受益者負担率	行政サービスの具体例
第1	必需的公共的	原則として全額公費負担	0%	道路、公園、義務教育施設
第2	選択的公共的	公費と受益者で分担	50%	多世代交流センターさくらの家(目的内)
第3	必需的市場的	公費と受益者で分担	50%	－
第4	選択的市場的	原則として全額受益者負担	100%	市民プラザ、ふれあいセンター(目的外)、多世代交流センターさくらの家(目的外)、地域交流センター(目的外)、防災コミュニティセンター(目的外)、児童館(目的外)、放課後児童クラブ施設(目的外)、生涯学習センター、学校運動場照明設備、野寄テニスコート、アデリア総合体育文化センター

(3) 手数料の受益者負担の考え方について

証明書発行等に係る手数料は、特定の人の利益のために行う事務に係る経費であるため、受益者負担率は100%とします。

コスト計算により算出された数値が理論上の適正対価となりますが、料金を最終的に決定するためには、受益者負担の考え方を踏まえた上で、公共サービスの性質分類による受益者負担の割合を乗じて利用者が負担すべき単位当たりの料金を算出することとします。

$$\boxed{\text{使用料・手数料}} = \boxed{\text{使用料・手数料原価}} \times \boxed{\text{受益者負担の割合}}$$

料金の算出に当たっては、事務の効率化を鑑み 50 円単位とすることを原則とします。

なお、市民生活への影響を考慮し、特別な場合を除き、改定額の上限は現行額の1.5倍とします。

5 使用料・手数料等の見直しについて

使用料・手数料等については、原則、5年ごとに見直し（改定）作業を行うこととします。

ただし、法令等の改正や物価の大幅な変動などの社会的要請、子育て支援や高齢者の健康増進などの政策的見地や施設の大規模改修など特段の事情がある場合には、総合的に実施を判断します。

なお、新規に設定した使用料・手数料等は、その後、全体の見直しサイクルに合わせて見直しを行います。この場合、使用料・手数料等の設定から次期見直しサイクルまでの間が5年に満たない場合は、見直しを行わないこととします。

6 その他考慮すべき事項

(1) 近隣自治体や民間との均衡について

料金の設定に当たっては、基本方針を原則とするものの、近隣自治体の使用料・手数料等と著しい格差が生じる場合には、それらを考慮して調整を行うものとしします。また、民間に類似施設が存在する場合も同様とします。

(2) 利用者区分による料金設定について

受益と負担の公平性の確保を原則とするものの、子育て支援や高齢者の健康増進など、各種施策の必要性などにより利用者区分による料金設定を行う場合には、合理性や公平性、近隣自治体の状況等を総合的に勘案し、料金を設定するものとします。

(3) キャッシュレス決済による料金設定について

キャッシュレス決済による料金設定を行う場合には、業務の効率化や負担軽減、コスト削減額、近隣自治体の状況等を総合的に勘案し、料金を設定するものとします。

(4) 市外利用者への対応について

市外在住の利用者が施設を利用する場合には、原則、市内在住利用者の2倍までの使用料を徴収することを可能とします。

(5) 使用料を徴収していない施設への対応について

現在、使用料を徴収していない施設についても、受益者負担の観点から本指針の内容や各施設の個別事情、近隣自治体の状況等を踏まえ、随時、徴収について検討します。

7 その他の受益者負担

使用料・手数料以外の受益者負担に係る事項は、本指針の内容を踏まえ、適切に対応することとします。

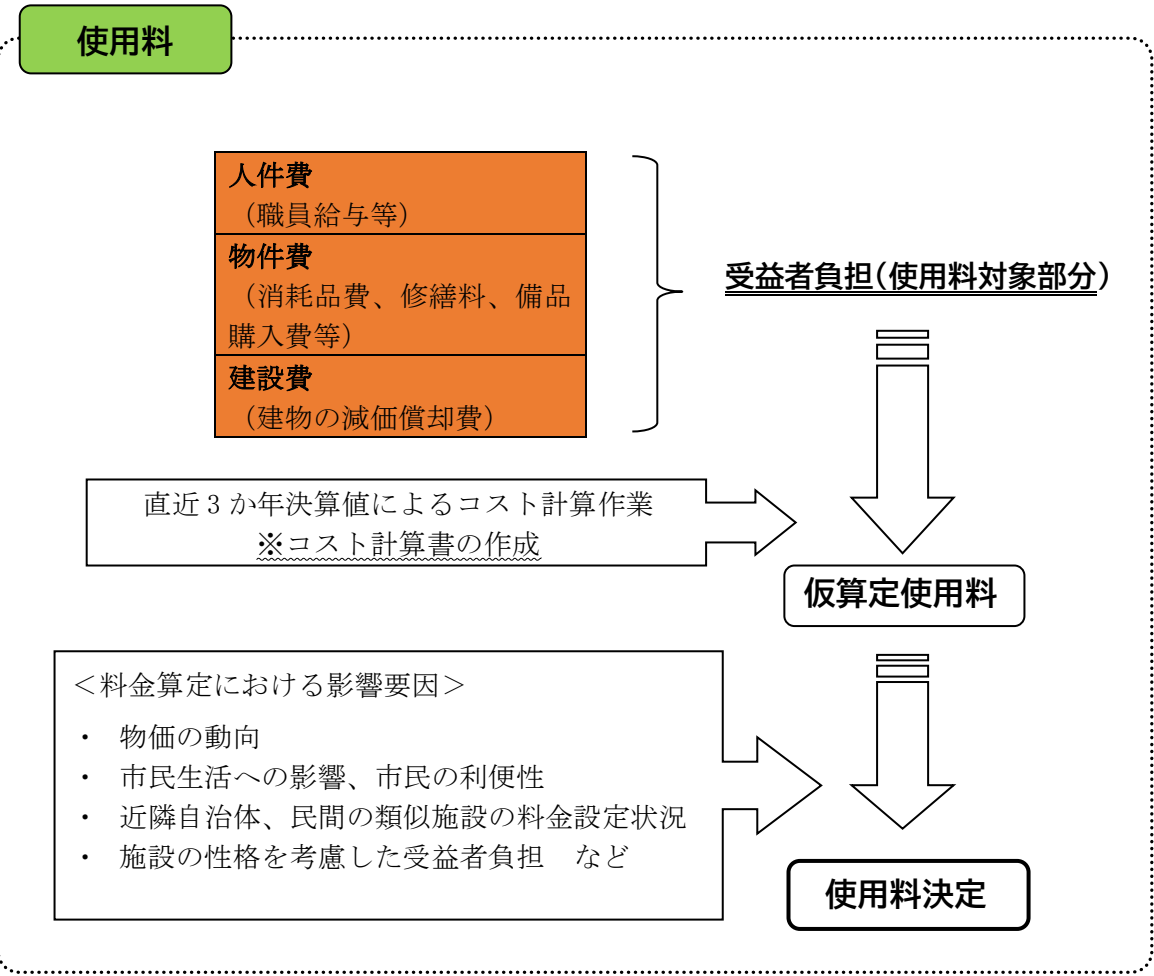
8 おわりに

本市を取り巻く環境は、社会・経済状況や人口の状況など、めまぐるしく変化しています。

使用料・手数料等における受益者負担の公平性を確保・維持するためには、負担の状況を常に把握するとともに、費用対効果の観点から、そのサービス自体の有効性を計ることが求められます。よって、現行の使用料・手数料等が適切か否かを検証するため、コスト計算は毎年行うこととします。

また、定期的に受益者負担の見直しを継続することにより、予算の効率化等を図り、市民ニーズに沿ったサービスの提供につなげていきます。

■岩倉市料金算定の方法について(イメージ)



料金算定方法

① 貸し館(市民プラザ、児童館、生涯学習センター、アデリア総合体育文化センター、会館、公会堂など)

- ・ 施設の貸し出し部分にかかる維持管理費を、施設を最大限に利用したと想定した場合の使用料収入で賄うことを料金設定の基本とする。
 - ・ 料金の算定方法 $\text{使用料原価} = \frac{\text{人件費} + \text{物件費} + \text{建設費 (減価償却費)}}{\text{総面積} \div \text{年間利用可能時間} \times \text{貸館面積} \times \text{貸出時間}}$
 - ・ 改定額の上限は現行額の1.5倍とする。
 - ・ 施設の設置目的や利用状況、近隣自治体の料金設定状況等を考慮して、施設ごとに料金見直しを実施する。
- 料金の算出に当たっては、50円単位とすることを原則とする。

② 屋外スポーツ施設(野寄テニスコート、学校運動場照明設備など)

- ・ テニスコートなどの屋外スポーツ施設は、維持管理費の全額を使用料収入で賄うことを料金設定の基本とする。
 - ・ 夜間照明は、実際に消費される電気料金等維持管理費を賄えるよう料金を設定する。
 - ・ 改定額の上限は現行額の1.5倍とする。
 - ・ 施設の設置目的や利用状況、近隣自治体の料金設定状況等を考慮して、施設ごとに料金見直しを実施する。
- 料金の算出に当たっては、50円単位とすることを原則とする。

※受益者負担率の設定イメージ

サービスの分類		受益者負担の考え方	受益者負担率	行政サービスの具体例
第1	必需的 公共的	原則として全額公費負担	0%	道路、公園、義務教育施設
第2	選択的 公共的	公費と受益者で分担	50%	多世代交流センターさくらの家(目的内)
第3	必需的 市場的	公費と受益者で分担	50%	—
第4	選択的 市場的	原則として全額受益者負担	100%	市民プラザ、ふれあいセンター(目的外)、多世代交流センターさくらの家(目的外)、地域交流センター(目的外)、防災コミュニティセンター(目的外)、児童館(目的外)、放課後児童クラブ施設(目的外)、生涯学習センター、学校運動場照明設備、野寄テニスコート、アデリア総合体育文化センター

③ 住民票、戸籍謄本・抄本、印鑑証明など

- ・ 手数料事務にかかる仮算定手数料を基本として料金を設定する。
- ・ 料金の算定方法 $\text{手数料原価} = \frac{\text{人件費} + \text{物件費}}{\text{諸証明の年間発行件数}}$
- ・ 国が標準を定めているものは、国が示す標準額とする。
- ・ 近隣自治体を参考とすべきものについては、均衡に配慮する。
- ・ 受益者負担率を100%とする。
- ・ 改定額の上限は現行額の1.5倍とする。
- ・ 料金の算出に当たっては、50円単位とすることを原則とする。

